

令和6年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」実施要領

I 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業

① 実施団体

都道府県及び指定都市

※ ただし、当該自治体における地域文化振興を担当する文化振興所管部局と教育委員会とで共同で事業に取り組むことができる都道府県又は指定都市に限る。

② 実施数

都道府県・指定都市：1件（最大67か所）

※ うち、市区町村：200件程度

③ 規模感

都道府県：ア．イ．ウ．の合計、指定都市：イ．ウ．の合計

ア．1都道府県事務費：20万円程度

イ．実証事業を行う1指定都市・市区町村事務費：20万円程度

ウ．実証事業を行う1指定都市・市区町村事業費：55万円程度

※ 事業規模として各都道府県・指定都市で2～3市区町村を想定しているが、地域の実情に応じた取組を推進するため、拠点地域数が増加することは差し支えない。

※ 再委託費の額は、申請件数や取組内容等を勘案し、予算の範囲内で決定する。

④ 事業期間

原則として、令和7年3月10日（月）までとする。

⑤ 実施内容

ア．実証事業において取り組むべき観点等を踏まえた事業の実施

本事業を実施する地方自治体は、「地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業において取り組むべき観点」（別添）を踏まえて実施する。

また、地方自治体における現状等を踏まえ、本事業において解決すべき課題を明らかにした上で、課題の解決に向けた取組を計画するとともに、達成目標と達成状況の検証方法も示した上で、事業を実施し、実証を行う。

イ．具体的な取組内容

本事業を実施する地方自治体は、域内において、以下に掲げる取組内容を参考に地域文化クラブ活動を実施し、実証を行う。

都道府県においては、「※」を付記している取組内容を必須とし、また、地域文化クラブ活動を学校施設等を使用して実施する地方自治体においては、「☆」の取組内容を必須とする。

なお、各項目に該当する取組（各項目に付随する事務作業の負担軽減、効率化など）があれば、積極的に実施すること。また、下記以外の取組を行うことを妨げるものではない。

(ア) 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備「※」

○ 関係団体・市区町村等との連絡調整等に関する取組

<取組例>

- ・ 広域的な活動を行う総括コーディネーター等を配置し、関係団体・市区町村との連絡調整・指導助言等を行う。 など

○ コーディネーターに関する取組

<取組例>

- ・ 中学校区でコーディネーターを配置し、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。
- ・ 地域学校協働活動推進員やPTA等との効果的な連携を図り、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。 など

○ 総括コーディネーターやコーディネーターの育成に関する取組

<取組例>

- ・ 総括コーディネーターやコーディネーターに求められる役割や資質等を踏まえ、人材の発掘・育成、資質向上を図る方策の検討を行う。 など

○ 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組

<取組例>

- ・ 運営団体・実施主体の運営体制の整備や人材の確保など、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行う。
- ・ 多世代向けのプログラム等を構築することで、新たな会員の確保を行い、自立した運営のできる組織体制を構築する。 など

○ 地域文化クラブ活動の要件等の明確化を図る取組

<取組例>

- ・ 公的支援（例えば、財政的支援、公共施設の優先利用、使用料減免等）の対象とする地域文化クラブ活動の要件や基準等を明確化する。
- ・ 都道府県が示した地域文化クラブ活動の要件や基準等を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、要件や基準等を調整して設定し、登録・指定等を実施する。
- ・ 市区町村が、独自に認定制度を設けて、地域文化クラブ活動を認定する。 など

○ 地域文化クラブ活動の運営の効率化等に関する取組

<取組例>

- ・ 参加者管理、会費徴収、参加者・指導者への連絡、会場の確保・調整、会計業務等にICTを活用する。
- ・ 地域文化クラブ活動を実施している運営団体や文化芸術団体等が使用している様式やデータのフォーマット、運営マニュアル等を共有する。 など

○ 責任の主体の明確化に関する取組

<取組例>

- ・ 活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任や賠償責任の主体を明確にし、共通理解を図る（例：関係規定の整備など）。 など

(イ) 指導者の質の保障・量の確保「※」

○ 人材の発掘・マッチング・配置に関する取組

<取組例>

- ・ 都道府県に設置されている人材バンクを活用し、指導者を確保する。
- ・ 文化芸術団体等に対し、指導者の紹介・推薦や人材バンクへの登録等の協力を依頼する。
- ・ 企業への協力依頼を行い、企業の従業員の人材バンクへの登録や従業員が指導者として活躍しやすい就業環境の整備を促進する。
- ・ 運営団体等が、活動の方針や参加者の志向等に合った指導者を見つけることができるよう、一定の期間を試行期間として区切って指導者に指導を依頼し、実際の指導の状況を踏まえて、継続的な指導を依頼するマッチングの仕組みを整備する。
- ・ 文化芸術関係団体、各分野協会・連盟、大学、企業等と連携し、指導者を確保する。
- ・ アーティストを活用し、指導者としての役割を担ってもらう。 など

○ 研修に関する取組

<取組例>

- ・ 指導者に対して、資質向上のための研修の実施や受講を促進する。
- ・ 各分野協会や文化芸術団体と連携して、指導者育成研修会を開催する。
- ・ 大学と連携して、指導者研修プログラムを整備する。
- ・ 地域文化クラブ活動に携わる指導者全員を対象にした研修会を開催する。
- ・ 指導経験の少ない指導者が、指導の現場で指導経験の豊富な指導者とともに、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施する。
- ・ 地域文化クラブ活動の方針や志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修を実施する。 など

○ 安全・安心な活動の実施に関する取組

<取組例>

- ・ 心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰・ハラスメント根絶に関する取組を行う。 など

○ 平日・休日の一貫指導に関する取組

<取組例>

- ・ 平日と休日の指導者間、学校と運営団体・実施主体間において、効率的・効果的な連携方策を構築する。
- ・ ICTや民間企業のアプリ等を使用して、平日・休日の練習内容等を共有する。 など

(ウ) 関係団体・分野との連携強化「※」

○ 文化芸術団体、各分野協会、文化施設・教育施設、大学、企業等との連携に関する取組

<取組例>

- ・ 指導者の派遣、民間施設の利用、研修教材の提供・講師派遣などについて連携する。 など

○ 地域公共交通との連携に関する取組

<取組例>

- ・ 地域公共交通の維持・活性化に関する取組と連携して生徒の移動手段を確保する。
- ・ 地域の公共交通サービスやスクールバス、自家用有償旅客運送などによる送迎サービスを活用して、生徒の送迎を行う。
- ・ アプリを利用した移動手段の確保を行う。 など

○ まちづくりとの連携に関する取組

<取組例>

- ・ 地域コミッションや地域おこし協力隊と連携し、運営団体・実施主体や指導者の確保等を行う。 など

(エ) 面的・広域的な取組

○ 地域移行に取り組む中学校における幅広い文化部活動の地域文化クラブ活動への移行の取組

<取組例>

- ・ 休日に活動している市内全ての文化部活動を地域に移行する。 など

○ 市区町村等を超えた取組

<取組例>

- ・ 都道府県が、複数の市区町村による広域連携のための調整の場を設定する。
- ・ 複数の市区町村が共同で地域文化クラブ活動の運営団体を整備する。
- ・ 活動場所や指導者の確保について、複数の市区町村で連携する。 など

○ 文化部活動の地域文化クラブ活動への移行に取り組む市区町村拡大を図る取組

<取組例>

- ・ 都道府県が開催する市区町村の担当者会議において、先行実施している取組みの説明や情報提供等を行うとともに、市区町村の担当者が参加するグループワークやワークショップを実施する。 など

(オ) 内容の充実

○ 生徒の多様なニーズに応じた取組や生徒の意見等が反映される取組み

<取組例>

- ・ 児童・生徒へのアンケート調査を実施する。
- ・ 生徒によるワークショップを実施する。
- ・ 生徒の志向や状況に適した文化芸術に親しむ機会の確保に取り組む。
- ・ 生徒が地域文化クラブ活動の運営に参画して活動を支える機会を設ける。 など

○ 複数分野への参加やインクルーシブな活動の取組

<取組例>

- ・ 平日には運動部活動に所属する生徒等も、休日には文化芸術活動に参加できるような、誰もが参加できる地域文化クラブ活動を実施する
- ・ 障害の有無等に関係なく、参加できる地域文化クラブ活動を実施する。 など

○ 世代間交流や保護者等も一緒に参画する地域文化クラブ活動の取組

<取組例>

- ・ 高校生や大学生などと合同で練習を行う。
- ・ 地域の大人や高齢者など多様な世代と一緒に活動を行う。
- ・ 保護者が、生徒と一緒に文化芸術を楽しんだり、生徒に教えたり、運営を手伝うなど、地域文化クラブ活動の運営に参画する。 など

○ レクリエーション的活動の取組

<取組例>

- ・ 誰もが楽しめる文化芸術活動体験教室を実施する。 など

(カ) 参加費用負担の支援等※

○ 困窮世帯への支援に関する取組

<取組例>

- ・ 経済的困窮世帯の生徒が地域文化クラブ活動に参加する場合に、参加費等の一部又は全部を減免する。
- ・ 保護者等が、地域文化クラブ活動の運営団体に就学援助決定通知書の写しを持参して申請することにより、参加費等を減免する。
- ・ 地域文化クラブ活動の運営団体への参加申込の際に、保護者等から個人情報に関する同意、手続きの委任等を受け、運営団体が地方自治体に確認した上で、対象者の参加費等を減免する。
- ・ 困窮世帯に必要な経費項目・金額の調査を実施する。
- ・ 個人情報の保護、保護者等による手続きの負担、地方自治体や運営団体の事務負担等の観点から、経済的困窮世帯への参加費用負担支援のための手続きやスキームを検証する。 など

○ 費用負担の在り方に関する取組

<取組例>

- ・ 会費の適切な設定・徴収方法の検討や、保護者負担経費の調査（既存の部活動における活動経費との比較や調整・管理の在り方を含む。）・検討を行う。
- ・ 地域文化クラブ活動の運営や指導者配置等に必要なコストを検証するとともに、こうしたコストをどのように賄っていくかについて受益者負担等と公的資金との適切なバランスも含めて収支構造を検討する。
- ・ 持続的に活動することを前提とした仕組みづくり（例えば、国費だけではなく、受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附等を活用した基金の創設、企業版ふるさと納税の活用、学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務委託の導入等）に取り組む。 など

(キ) 学校施設の活用等

○ 学校の施設・設備、備品等を使用する際の利用ルールの策定「☆」

<取組例>

- ・ 教員以外の指導者による鍵の管理等の方策など、学校施設を使用して地域文化クラブ活動を実施する際の、学校の施設・設備、備品等の利用範囲や破損・紛失した場合の対応、施設の開閉手段・方法など、使用ルールを策定する。 など

○ 学校施設の効果的な活用や管理方法に関する取組

<取組例>

- ・ 地域文化クラブ活動のために学校施設を使用する場合の優先利用や使用料減免等の仕組みを検討する。
- ・ 学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務管理委託を導入し、指定管理者や受託者が運営団体・実施主体となって地域文化クラブ活動を実施する仕組みを検討する。
- ・ 企業の協力や寄附、廃校・廃部となった学校等の用具の余剰品を有効活用する。 など

○ 学校施設以外の活用等に関する取組

<取組例>

- ・ 文化施設・社会教育施設等の地域文化クラブでの利用促進について取組む（施設利用料減免、利用ルールの設定など）。
- ・ 小中高等学校、特別支援学校、大学、廃校となった施設・設備、備品等を活用した取組を実施する。 など

(ク) その他

○ 改革推進期間後を見据えた取組を推進する観点から、休日だけではなく平日も含めた地域文化クラブ活動への移行に向けた取組等を実施し、課題の抽出や課題解決策の検討等を行う。

<取組例>

- ・ 休日に加えて、平日の全ての学校文化部活動を地域文化クラブ活動に移行。
- ・ 休日に加えて、平日の一部の学校文化部活動を地域文化クラブ活動に移行（例えば、平日の週3日は学校部活動、平日の週1日と休日の週1日は地域文化クラブ活動）。
- ・ 休日に加えて、平日の活動日数や活動時間を見直した上で、学校文化部活動を地域文化クラブ活動に移行（平日の活動日数を週4日から週2日に変更するとともに、指導者を確保するため、安全確保等に十分配慮しつつ、活動時間を放課後から夜間に変更） など

ウ. 事業実施体制の構築

本事業を実施する地方自治体は、文化芸術所管部署及び学校文化（部活動）所管部署、スポーツ振興所管部署等が連携・協力し、地方自治体として一体となり本事業を推進できる体制を構築すること。

地域文化クラブ活動に関する体制としては、例えば、以下のような体制の整備を進めることが考えられる。

- ・ 市区町村（複数の市区町村の連携を含む）が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を

派遣する体制。

- ・ 文化芸術団体、民間事業者、大学、スポーツ関係団体など多様な運営団体・実施主体が、社会教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

体制の整備に当たっては、上記イ. で示す各取組内容について、関連する取組内容を組み合わせながら、可能な限り多様なモデルを創出できるよう留意すること。

エ. 関係者の理解促進

本事業を実施する地方自治体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「文化部活動」という生徒に文化芸術活動の機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、学校の文化部活動に代わり、地域において文化芸術機会を将来にわたって確保できるように、生徒が地域で文化芸術に親しめる環境を新たに構築していく必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者において共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

オ. 地域文化クラブ活動の実施体制の構築

本事業を実施する地方自治体は、これまで学校が「文化部活動」という形で担ってきた休日の生徒の文化芸術活動を地域の多様な主体が担う「地域文化クラブ活動」へ移行するため、文化芸術所管部署、学校文化（部活動）所管部署やスポーツ振興所管部署が、地域、学校、家庭等の関係者と役割分担しながら、連携・協力し、生徒の多様な体験機会を確保する観点から地域文化クラブ活動の実施体制を構築する。

また、地域文化クラブ活動の実施体制の構築に当たっては、少子化の中でも、将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる環境を確保するとともに、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域文化芸術の中に中学生の文化芸術活動を取り込み、ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進という観点から、多様な主体と連携して取り組むことが望ましい。例えば、地方自治体の社会教育・生涯学習、健康増進、社会福祉・医療、まちづくり、地域公共交通の担当部署等の他、地域おこし協力隊、地域コミッション、大学、企業等との連携も考えられる。

地域文化クラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、行政や関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付を募るなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域文化クラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域文化クラブ活動を実施するために必要な経費（会費、生徒の保険料、会場使用料など）の一部を受益者負担や自治体負担とすることが考えられる。

特に、本事業2年目となる地域文化クラブ活動については、原則として、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものにする。

また、活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も想定されるところだが、活動の主体・責任は、学校以外の主体が担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、文化芸術団体の関係者が正しく認識した上で

実施すること。

地域文化クラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、文化芸術活動等による教育的機能を一層高めていくこと。また、部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保証すること。

カ. 協議会等の設置等

本事業を実施する地方自治体は、域内における新たな文化芸術環境の円滑な整備を図るため、関係者の合意形成、本事業の取組の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う協議会等を設置する。協議会等を設置する場合は、行政、地域移行に取り組む中学校の校長等、保護者、地域文化芸術活動の運営団体、文化芸術・スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成する。協議会の運営に当たり、関係者による議論を深めて合意形成を図るとともに、新たな文化芸術環境の整備に向けて、関係者の役割分担を明確にして取り組むこと。なお、代表者等で構成される協議会だけでは、取組を円滑に推進することが困難な場合には、協議会の下に実務担当者で構成する実行委員会やワーキンググループ等を設けて取り組むことも考えられる。

キ. 取組みの把握と指導助言、支援

本事業を実施する地方自治体は、協議会等の議論を踏まえつつ、文化部活動の地域文化クラブ活動への移行に関する取組内容を適時適切に把握するとともに、必要な指導助言、支援を行うこと。

ク. 事業の周知、事業の検証、成果の普及

本事業を実施する地方自治体及び部活動の地域移行に取り組む学校の学校設置者は、事業の実施に当たって生徒・保護者等に対して活動内容（安心・安全な活動への配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。）について、事前に周知をする。

また、本事業を実施する地方自治体は、令和3年度及び令和4年度の地域文化部活動推進事業や令和5年度の部活動の地域移行等に向けた実証事業における成果や課題に加え、本事業における実証結果（生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む。）や成果の評価・分析を行った上で、域内における休日の文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行の着実な実施に向けて、関係者とともに課題の解決策や地域の実情に応じた地域における新たな文化芸術環境の整備の進め方を検討すること。

本事業を実施する地方自治体及び部活動の地域文化クラブ活動への移行に取り組む学校の設置者は、地域の実情に応じて、域内における拠点校以外の中学校の生徒・保護者や地域住民・関係団体等にも、本事業の成果を普及すること。

事業の検証・評価については、顧問教員の部活動指導にかかる勤務時間や地域文化クラブ活動への生徒の参加状況、運営団体・実施主体の年間活動収支、確保した指導者の数、関係者へのアンケート調査など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係

者へのヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法により行うこと。

ケ. 今後の進め方等の決定

本事業を実施する地方自治体は、域内における休日の文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後においても、拠点地域またはそれ以外の地域で主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域における文化芸術環境の整備方策や自治体・学校・保護者・関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにすること。

⑥ 留意事項

市区町村における総括コーディネーターやコーディネーターの配置による準備・調整段階に留まる取組など、地域文化クラブ活動としての実施予定が全くない事業内容については、実証事業の趣旨等を踏まえ、本事業の対象経費とは認めない。

「中学校における部活動指導員の配置支援事業」の対象となる経費については、「地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業」の対象外経費とする。

地域文化クラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。

文化庁においても、全国各地域の取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する地方自治体は、本事業の取組、取組の成果や課題等について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、文化庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

II 重点地域における政策課題への対応

① 実施団体

都道府県

※ ただし、当該自治体における地域文化振興を担当する文化振興所管部署と教育委員会とで共同で事業に取り組むことができる都道府県に限る。

② 実施数

3都道府県程度

※ 件数や再委託費の額は、申請件数や取組内容等を勘案し、予算の範囲内で決定する。

③ 規模感

1都道府県当たり：775万円程度

④ 事業期間

原則として、令和7年3月10日（月）までとする。

⑤ 実施内容

ア. 政策課題に対応する地域文化クラブ活動の実施

各都道府県における文化部活動の地域文化クラブ活動への移行や地域文化芸術環境の整備に関する取組の進捗状況や現状等を踏まえて、以下に示している【政策課題①～⑨】の中から、解決に向けて取り組むものを少なくとも3つを選択し、下記イ.～キ.の取組等を実施すること。なお、学校施設以外で活動する場合など、楽器等の移動を伴う取組を実施する場合には【政策課題⑧】を必須とする。

【政策課題①】

多様な文化芸術体験の機会の提供

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 特定の種目や分野に継続的に専念するのではなく、多様な文化芸術を体験する機会を提供する地域文化クラブ活動。
- ・ 大会志向とレクリエーション志向などに応じたプログラムなど、生徒の志向や体力等に応じた地域文化クラブ活動。
- ・ シーズン制や複数の種目や分野を掛け持ちできる地域文化クラブ活動。
- ・ 生徒の多様な選択肢を確保する観点から、複数の市区町村の生徒が参加できる幅広い分野やプログラムを提供する地域文化クラブ活動。

【政策課題②】

高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 中学生と高校生と一緒に活動。
- ・ 地域の吹奏楽団等と連携し、小学生から社会人まで幅広い世代と一緒に活動。

【政策課題③】

不登校や障害のある子供たちの地域の学び場としての役割

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 年齢や障害の有無を問わずに一緒に楽しめるプログラムを実施。
- ・ 幅広い層が参加できるイベント型のプログラムなど不登校の子供たちも参加しやすく工夫した地域文化クラブ活動。

【政策課題④】

文化芸術系の大学生、アーティスト人材等の活用

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 文化芸術系の大学生をアシスタントの指導者として活用。
- ・ アーティスト人材による指導機会の創出。

【政策課題⑤】

企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングの活用。
- ・ 法人の賛助会員の募集。
- ・ 寄附等を活用した基金の創設。
- ・ 成果連動型民間委託契約方式（PFS : Pay For Success）やソーシャルインパクトボンド（SIB）の活用。

【政策課題⑥】

学校施設の拠点化や文化施設・社会教育施設との一体化などによる地域文化芸術の活動拠点づくり

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務管理委託の導入、指定管理者や受託者が地域文化クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開。
- ・ 文化施設・社会教育施設の指定管理者が地域文化クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開。

【政策課題⑦】

スクールバスの活用や地域公共交通との連携

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 地域公共交通の維持・活性化に関する取組と連携。
- ・ 鉄道の運行ダイヤに合わせて地域文化クラブ活動を計画し、鉄道を移動手段として活用。
- ・ 民間路線バスのダイヤ変更の調整や運賃の一部を補助。
- ・ スクールバスやコミュニティバス、自治体や団体所有のマイクロバス、他の施設の送迎車両等を活用。

【政策課題⑧】「※」

団体や企業との連携を含めた楽器・用具等の運搬体制づくり

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 個人で運搬できない大型楽器を団体運営部が主体となり、運搬体制を構築。
- ・ 地元楽器店と連携し、レンタル楽器を活用した運搬体制を構築。

【政策課題⑨】

動画コンテンツ等の活用

<これまでに試行されている事例、今後想定される取組例等>

- ・ 専門的指導者が指導する日と、動画コンテンツを活用して反復練習など自主的に活動する日を組み合わせた活動。
- ・ リモートによる指導と動画コンテンツを組み合わせた指導。

イ. 事業実施体制の構築

都道府県は、上記ア. で選択した政策課題の解決に必要と考えられる行政の関係部署、文化芸術団体、関係団体・機関等が連携して事業を実施する体制を構築するとともに、政策課題の解決に向けた調査・検証、報告書の作成等に必要な専門家等の協力体制を構築する。

ウ. 推進会議、ワーキンググループ等の設置・開催等

都道府県は、課題の解決に向けて試行する取組内容の具体化、試行する取組の進捗管理、取組の分析・検証、今後の改善策や方向性等の検討、報告書のとりまとめ等を行うため、上記イ. の関係者や専門家等で構成する推進会議を設置し、開催する。また、必要に応じて、選択した政策課題ごとのワーキンググループを設置し、開催する。

エ. 課題の解決に向けた取組の試行等

都道府県は、上記ア. で選択した政策課題ごとに、課題の解決に向けて試行する取組を実施する域内の市区町村を選定し、当該市区町村において、地域文化クラブ活動の運営団体等と連携・協力して、課題の解決に向けた取組を試行する。

また、取組の円滑かつ効果的な実施のために、必要に応じて、当該市区町村において、関係者で構成する調整会議の開催やアンケート調査・ヒアリング調査等の実施、関係者が課題の解決方策を議論するワークショップの開催等の取組を実施する。

なお、本事業を実施する市区町村の選定に当たっては、当該市区町村の実情と政策課題との関係を考慮するとともに、取組を試行する市区町村や運営団体、地域文化クラブ活動の多様性が確保されるよう配慮することが望ましい。

オ. 拠点地域に対する支援

都道府県は、推進会議及びワーキンググループでの議論等を踏まえつつ、各市区町村における取組内容を適時把握するとともに、市区町村における課題の解決に向けた試行の取組等に対して、指導助言、支援を行い、必要に応じて、専門家を派遣する。

カ. 関係者の理解促進

本事業の成果の普及に加えて、広域的なシンポジウム等を開催し、当該都道府県における文化部活動の地域文化クラブ活動への移行や地域文化芸術環境の整備に関する取組状況の共有を図る。

キ. 報告書の作成

課題の解決に向けて試行した取組内容、試行した取組の分析・検証結果、実施した調査結果、今後の改善策や方向性等の検討結果等の本事業の成果について、必要に応じて、専門家の協力を得て、報告書を作成する。

⑥ 留意事項

地域文化クラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。

文化庁においても、全国各地域の拠点校における実践の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行について全国的な普及を図るための取組を実施するため、本事業を実施する地方自治体は、拠点校における実践やその成果について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、文化庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

Ⅲ 地域文化クラブ推進事業

① 実施団体

全国的な規模の文化芸術団体、文化施設、文化振興財団、文化協会等、及び、芸術系教育機関等

※ 実施団体は、全国複数地域で複数の課題について実証事業を実施し、本事業終了後も支部等を通じ、全国的な成果の普及が可能な団体に限る。

※ 文化部活動のうち休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部や合唱部等について、休日の文化部活動の段階的な地域移行等の課題に取り組むことを前提とし、地域における新たな文化芸術環境の整備充実に向けた取組の一環として実施するものに限る。

※ 事業を実施する各地方自治体の学校文化（部活動）所管部署や文化振興所管部署等と、共同・連携して事業に取り組むことができる団体に限る。

② 実施数

2件程度

③ 規模感

1件あたり：750万円程度

※ 再委託費の額は、申請件数や取組内容等を勘案し、予算の範囲内で決定する。

④ 事業期間

原則として、令和7年3月10日（月）までとする。

⑤ 実施内容

実施団体は、域内において、下記に掲げるアからオの取組を参考に実証を行う。

「※」を付記している取組内容を必須とし、「※」を付記している取組以外に、ウからオのいずれかについても必ず1項目以上取組むこと。

各項目に該当する取組（各項目に付随する事務作業の負担軽減、効率化など）があれば、積極的に実施すること。また、下記以外の取組を行うことを妨げるものではない。

当事業において、地域文化クラブ活動を含む実証事業に取り組む実施団体は、事業の実施にあたり、「地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業」に記載する「⑤ 実施内容」も参考にしたうえで実施すること。

取組により得られた成果を広く周知し、地域移行を推進するため、各地域の状況、課題、連携・協力体制、活動方針・内容を把握・整理し、実施した以外の都道府県や他の団体が参考にできるマニュアルや報告書を作成することを念頭に置き、実施すること。

なお、本事業は、各都道府県・市区町村が実施する実証事業と重複して実施することはできない。

ア：指導者の量の確保「※」

【課題】現在担当する教員の兼職兼業意向が不明。地域・学校により指導者不足が発生。地

域・遠隔人材とのマッチングが困難。

(取組例示)

- ・ 各分野連盟等の文化芸術団体に所属する指導者、地域の活動経験者、大学生・高校生等が地域文化クラブの指導者となる意向をアンケート等により把握する。
- ・ 地方自治体と連携し、文化芸術団体に所属する指導者を学校や地域文化クラブへ派遣するなど、相談・マッチング体制を確立する。
- ・ 文化芸術団体に所属する団員等に対し、地域の指導者に必要な研修等を実施し、都道府県等が設置する人材バンク等への登録を推進する。

イ：指導者の質の確保「※」

【課題】生徒の指導を安心して依頼できる指導者、保護者・生徒に望まれる指導者の不足。

(取組例示)

- ・ 地域文化クラブの指導者として必要となる子供への指導方法や学校・教育委員会等との連絡調整、保護者対応など共通事項に加え、特に吹奏楽活動において必要と考えられる、施設使用のルール、大会への参加、著作権の理解などについて、研修用のモデル教材やプログラムを作成する。
※ [資料 7 部活動指導員等への研修内容 \(案\) について \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)
- ・ 地方自治体等と連携し、地方自治体等が実施する地域文化クラブ指導者の研修会等へ中学校長や文化芸術団体の指導者・コーディネーター等を講師として派遣する。

ウ：活動場所の確保

【課題】学校施設を利用する場合の鍵・施設の管理について、教員が関わらない方法。

(取組例示)

- ・ 学校、教育委員会に対し、教員以外の指導者による鍵の管理等の方策を示すなどし、学校の施設・設備・備品等を使用して、地域文化クラブ活動を実施できるような取組を実施する。また、利用ルール（施設・設備・備品等の利用範囲や破損・紛失した場合の対応、施設の開閉手段・方法を含む）を策定する。

【課題】学校施設以外での活動場所の不足。施設利用料の減免制度の状況が不明。

(取組例示)

- ・ 文化施設・社会教育施設等の減免制度を把握し、地域文化クラブ活動での利用促進について取り組む（施設利用料、利用ルールの設定など）。
- ・ 教育委員会や学校等と連携・協力し、小中高等学校、特別支援学校、大学、廃校となった施設などを活用した取組を実施する。

エ：楽器等用具の確保等

【課題】現存楽器等用具費及びメンテナンス費の財源（保護者負担、学校裁量経費、教育委員会一括購入、寄附など）が不明。楽器等の用具の追加確保や移動経費発生の可能性が不明。

(取組例示)

- ・ 上記財源や追加確保等の可能性の把握。

- ・ 企業等の協力や寄附、廃校・廃部となった学校等の用具の余剰品の有効利用。

オ：教員と地域指導者との連携

【課題】平日の教員（顧問）と休日の指導者や指導方法の違いによる生徒の混乱。

（取組例示）

- ・ 平日も含めた一体的な地域文化クラブの活動の検討。
- ・ 指導日誌、ICT 活用、スケジュール管理アプリ等による、指導内容や活動状況を共有するための取組を実施。

⑥ 事業実施体制の構築

本事業を実施する実施団体は、関係する地方自治体の学校文化（部活動）所管部署等を初め、文化芸術団体や文化施設、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携・協力し、文化部活動のうち休日の活動日数・時間が多い吹奏楽・合唱等について、本事業を推進できる体制を構築する。また、活動状況等について、文化庁に報告するとともに、関係団体等へも情報提供すること。

全国各地の地域の実情を踏まえ、吹奏楽・合唱等に関する地域移行の取組事例や課題解決のための方策を創出する観点から、地域や特性に偏りが生じないようにするため、都市部、過疎地域、離島など地理的要因を含め、状況や課題の異なる学校の生徒や指導者を対象として取り組むこと。

ア．関係者の理解促進

本事業を実施する実施団体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「文化部活動」という生徒に文化芸術活動の機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、学校の文化部活動に代わり、地域において文化芸術機会を将来にわたって確保できるように、生徒が地域で文化芸術に親しめる環境を新たに構築していく必要性について、子どもたちの文化芸術活動に携わる可能性のある多様な関係者において共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

イ．地域文化クラブ活動の実施体制の構築

地域文化クラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、実施・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付を募るなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域文化クラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域文化クラブ活動に参加するのに必要な経費（会費、生徒の保険料、会場使用料など）の一部を受益者負担や地元企業等からの寄付金とすることが考えられる。

特に、本事業2年目となる地域文化クラブ活動については、原則として、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や実施・関係団体の自主財源、寄附などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものにする。

地域文化クラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよ

う、地方自治体、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくこと。また、学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。

ウ．取組みの把握と指導助言、支援

本事業を実施する文化芸術団体等は、各地域で実施する実証事業の取組内容を適時適切に把握するとともに、必要な指導助言、支援を行うこと。

本事業を実施する地域において、地方自治体が文化部活動の地域文化クラブ活動への移行に関する協議会等を設置している場合には、当該協議会等の議論・方針等を踏まえ、実証事業の取組内容について指導助言、支援を行うこと。

エ．事業の周知、事業の検証、成果の普及

本事業を実施する実施団体は、事業の実施に当たり関係する地方自治体の学校文化（部活動）所管部署や学校、生徒・保護者等に対して活動内容（安心・安全な活動への配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。）について、事前に周知をする。

また、本事業を実施する実施団体は、令和3年度・令和4年度の地域文化部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業及び令和5年度地域文化クラブ推進事業における成果や課題に加え、本事業における実証結果（課題や地域の状況に合わせた取組結果、地方自治体における評価、生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む）や成果の評価・分析等を行った上で、地域における休日の文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行の着実な実施に向けて、関係者ととともに課題の解決方策や地域の実情に応じた地域における新たな文化芸術環境の整備の進め方を検討するとともに、本事業の成果を関係する文化芸術団体や支部等へ周知・普及すること。

オ．今後の進め方等の決定

本事業を実施する実施団体は、休日の部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後も、実証事業を実施した地域またはそれ以外の地域においても、主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域における文化芸術環境の整備方策や自治体・学校・保護者・関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにすること。

⑦ 留意事項

地域文化クラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。

文化庁においても、全国各地域の取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の文化部活動の段階的な地域文化クラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する文化芸術団体等は、本事業の取組、取組の成果や課題等について、情報照会やア

ンケート調査、ヒアリング等の実施など、文化庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。